

経済産業大臣意見照会回答不要通知書
(保護対象商品等表示等関係)

令和 年 月 日
回答不要通知番号第 号

経済産業大臣 殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付経済産業大臣意見照会書(照会番号第 号)については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、関税法第69条の8第5項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定に基づき通知します。